

藤沢市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
藤沢市職員の退職手当に関する条例等の一部を次のように改正する。

2016年(平成28年)2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(藤沢市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 藤沢市職員の退職手当に関する条例(昭和29年藤沢市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

第6条の4第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第8条の2第3項第4号中「除く。」の次に「第5項第2号において同じ。」を加え、同条第5項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)」を削り、同条第9項第3号中「第7項」の次に「若しくは前

項」を加え，「（前項の規定により退職すべき期日が繰り上げ，又は繰り下げられた場合は当該日）」を削る。

第13条第4項中「（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（藤沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤沢市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3分の1」を「4分の1」に改める。

（藤沢市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 藤沢市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「職員が」の次に「平成28年3月31日までの間に」を加える。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，国家公務員に準じて退職手当に公務への貢献度をより的確に反映させるため，所要の改正をする必要による。